

平成22年分確定申告のご案内

～申告書はご自分で作成して提出はお早めに～

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください

- 税務署に出向かずに確定申告ができます。
e-Taxなら、税務署に出向くことなく、自宅やオフィスなどからインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。所得税の確定申告期間中は、24時間提出（送信）ができます。
- 確定申告書がいつでも作成できます、しかも自動計算機能付き。
国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」は、24時間利用でき、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算されます。
- 最高5,000円の税額控除が受けられます。
平成22年分の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けることができます（平成19年分から平成22年分の間でいずれか1回。）。
- 添付書類の提出を省略できます。
所得税の確定申告書を書面で提出すると、医療費の領収書や源泉徴収票等を添付しなければなりませんが、e-Taxなら、所定の内容を入力して送信することにより、領収書などの提出等を省略することができます（確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。
- 還付がスピーディーに受けられます。
e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています（3週間程度に短縮。）。

詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。



www.nta.go.jp



平成22年分の申告書の受付期間及び納税の期限

申告書	受付期間	納税の期限
所得税の確定申告	2月16日（水）～3月15日（火）	3月15日（火）
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	1月4日（火）～3月31日（木）	3月31日（木）
贈与税の申告	2月1日（火）～3月15日（火）	3月15日（火）

税務署閉庁日対応について

川崎南税務署では、今年の確定申告期間中は、平日（月～金曜日）以外でも、

2月20日・2月27日の日曜日に限り、当税務署で確定申告書作成のアドバイス・用紙の配付及び申告書の受付等を行います（※電話による相談は行っておりません）。

（注）当日は国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。国税の納付は、振替納税やe-Taxをご利用ください。納付書で納付される場合は、納付書に金額等をご記入の上、お近くの金融機関で必ず納期限（所得税、贈与税は3月15日（火）、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日（木））までに納付してください。

なお、振替納税をご利用の方の平成22年確定申告分の振替納付日は、次のとおりです。

申告所得税……………4月22日（金）

消費税及び地方消費税…4月27日（水）

平成22年分から振替納税を希望される場合は、申告期限までに税務署へ「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

また、上記以外の土曜日、日曜日及び祝日は、執務を行っておりません。申告書は、e-Tax、郵便又は信書便による送付、税務署の時間外文書収受箱への投函などで提出することができます。

平成22年分法定調書の提出に当たってのお願い

法定調書の作成・提出はパソコンで！～e-Tax、光ディスクでもっと便利に～
e-Taxを利用すると、

提出が便利！

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して法定調書等を税務署に提出することができます。

作成が便利！

画面に表示される法定調書等の様式に必要な事項を入力するだけで、法定調書や法定調書合計表が作成できる上、支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので入力の手間も省けます。



その他の提出方法について

法定調書は、書面及びe-Taxによる提出のほか、光ディスク等(CD、DVD、FD、MO)により提出することもできます。

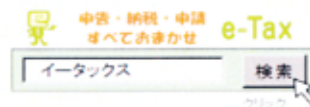
光ディスク等により提出する場合には、事前に承認申請手続が必要です。また、提出する規格等が定まっておりますので、国税庁ホームページをご覧ください確認いただくか、税務署までお問い合わせください。

なお、提出に当たってはセキュリティの確保のため、暗号化(自己複合型)による提出をお勧めいたします。

詳しくはe-Taxホームページ、国税庁ホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ホームページ www.nta.go.jp



提出期限について

給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出期限は、平成23年1月31日(月)です。

文書による提出の場合、税務署からお送りしたOCR用の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」と併せて、早めの提出をお願いします。

各種法定調書の記載について

法定調書の「支払者」の下の「署番号」及び「整理番号」欄には、合計表の右上に印刷されている「署番号」及び「整理番号」を記載してください(税務署から合計表が送付された場合)。

川崎南税務署の署番号は01217です。所得税徴収高計算書の署番号とは異なりますので、ご注意ください。

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表について

「電話」、「業種目」及び「この調書について応答できる方の所属及び氏名」についても記載をしてください。

なお、税務署から法定調書合計表が送付されている方で、本年度に提出すべき法定調書がない場合には、お手数ですが法定調書合計表の「(摘要)」欄に「該当なし」と記入の上、提出をお願いします。

また、e-Taxを利用して、法定調書と「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出した翌年から、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は郵送されません。



さらに便利で使いやすく！
ネットでどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム